

令和3年生駒市農業委員会第7回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和3年7月9日（金）午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402会議室
出席者 会長 10番 中本 真人
農業委員会委員
1番 辻 英雄 2番 山本 利昭
3番 中井 啓二 4番 西口 まゆり
5番 池田 憲央 6番 北村 由子
7番 中谷 佳津代 8番 山田 義美
9番 染岡 政明

説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 杉原 廣重
主幹 有山 清隆 主 査 増本 量俊

傍聴者 1名

議事次第

審議事項

1. 「農地の権利取得における下限面積要件の緩和に関する運用基準」の一部改正について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
3. 地籍調査において地目変更となる農地の照会について
4. 農地の転用事実に関する照会について
5. 農地転用工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」
- 農地の権利取得における下限面積要件の緩和に関する運用基準の一部改正について
- 第27回「農業委員会だより」全国コンクール入選集

- 病虫害発生予察注意報に関する情報提供について
- 親子ふれあい農業体験学習「野菜づくり」の概要について

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 1 名

生駒市農業委員会会議規則第 7 条の規定により中本真人会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

1 番 辻 委員

2 番 山本 委員

3 番 中井 委員

議案第 1 号「農地の権利取得における下限面積要件の緩和に関する運用基準」の一部改正についての説明を事務局に依頼

○補佐 [議案読み上げ]

農林水産省からの通知により、毎年、検討することが義務付けられていることから、議案として令和 3 年 3 月定例会にて今年度の運用基準について審議のうえ承認いただいたが、今般、農地以外の土地（いわゆる山林や原野など）の開墾や造成等により農地へ転用し、農業経営を開始しようとする事例があった。

このような農地への転用の場合、その行為を行おうとする者が法務局へ当該土地の地目変更登記を出す。法務局は、当農業委員会への事前照会や農地法の許可を取る必要もなく農地の現況を調査・確認し、農地として登記を完了することとなる。当該土地の地目変更完了後、法務局から当農業委員会へ通知されると、農地台帳へ農地として新たに登載することとなり、当該行為を行った者は農地を所有したことになる。

農地は、その所有者が継続的な営農と維持保全する義務がある。このような方法で農地を取得し、営農を開始しようとする者に対しても、農業委員会としては、当該農地の営農と維持保全をしっかりと計画され、継続的な営農となるかを確認する必要がある。また、既に同手法により農地所有者となり、営農を開始した者で 1 年以内の者についても、農地の適正な営農と維持保全がなされるかの確認が必要であると考え、今回、当該運用基準へ「新規就農者」及び「既存農家」を位置付ける定義を設けることで明確にし、実行したく審議議案として提出した。

なお、1 年以内としたのは、様々な作物はあるが、四季を通じて耕作経験を有していない一定期間の範囲として定めたものである。また、一部修正事項として、7 番の項目の農地法第 3 条関係の中で（2）の「新規就農者は」の後に「権利」という表現を加え、（3）では、「新規就農者」の後の「について」を削除し表現の調整を行った。

今回の改正内容と修正内容は、配布資料「運用基準について」で赤色での記載と見え消しで示している。

本委員会で承認されれば、生駒市ホームページでの公開を更新したいと考えている。以上、ご審議の程、よろしくお願ひしたい。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 副会長 事務局から説明はあったが、見直しが必要となった経緯の詳細を教えてください。
- 局長 農地台帳に農地を登載するにあたり、相続等いろいろあるが、課税課を経由し法務局から、他の地目から農地に地目変更登記がされたという通知が来る場合もある。このことにより農地を取得したということで、農地の所有者として登録されることになるが、新規就農者としてみなすのかといった部分で定義を明確にする必要が出てきたため審議として上げた次第である。
- 委員 一般の方が原野を手に入れ、それを開墾し田畑にされた。それが20アール以上となると農家になる。法務局が地目変更を認めることによって農家として登録されるという、この流れが腑に落ちない。そうすると農業委員という立場は関係なく、法務局や国が農家を決めるということになり、極端に言えば、開発業者がそのような手段で農地を取得していくということも考えられる。
- 局長 おっしゃるとおり山林や雑種地等を造成し、農地に変えることによって農地台帳に登載されることになるが、開墾した農地を適切に維持・管理する義務が発生する。また、その農地を売買、転用するとなると農地法第3条、4条、5条に係るため農業委員会で審議等を行うこととなるので、売買等しづらくなるということになる。
- 委員 そのような流れできた案件については、われわれも慎重に審議し、見守っていかねなければならない。
- 議長 農地台帳、農家台帳の名称について、説明してもらいたい。
- 局長 以前は農地農家台帳と言っていたが、最近では農地台帳という名称に統一されている。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第1号「農地の権利取得における下限面積要件の緩和に関する運用基準」の一部改正についての承認を宣言。これにより、新規就農者の位置づけを明確にしたので、よろしくお願ひしたい。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

報告第3号「地籍調査において地目変更となる農地の照会について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号「農地転用工事の進捗状況・完了の報告について」

の説明を一括して事務局に依頼

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主査 〔報告読み上げ〕

報告事項

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～No.3については、相続により所有権等を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、生産緑地における主たる従事者の証明をしたことの報告をしているものである。

市街化区域内の農地において、生産緑地と指定されている農地が多くあるが、通常は30年間農地として利用しなければならない。

しかし、この生産緑地の所有者ではなく、主たる従事者に死亡もしくは従事することが不可能とさせる故障が生じた場合は、生産緑地に指定されている農地の市町村への買い取り申出を行なうことになっており、市町村が買い取らない場合及び斡旋が不調になったときには、生産緑地の行為制限を解除することになっている。

この一連の手続は、生駒市都市計画課が窓口として行なうことになっているが、主たる従事者が農業に従事できなくなることが条件であるので、生駒市に対して買い取り申し出を行うに際して、主たる従事者がだれかの証明が必要となり、この証明を農業委員会がすることになっている。

No.1～No.4については、主たる従事者の故障を理由として、申請が出てきたことに伴い証明したことを報告している。

報告第3号「地籍調査において地目変更となる農地の照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、生駒市西菜畑町、中菜畑2丁目、壺分町地内で行っている地籍調査に際し、生駒市の地籍調査の担当部局から、農地から農地以外の地目に変更になる農地や農地を維持するものについて、農地性確認に関する照会があったもので、2地区各2名の委員の皆さんとともに現地調査を行い、その結果を生駒市に回答した内容を報告している。

地籍調査に基づく地目変更については、国の認可も別に必要になるため、実際の地目変更が完結するまでには、約1年程度かかる。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものの登記地目を、田若しくは畑から他の地目に変

更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に農地かどうかの照会があった事案である。

- ・No.1～3、10～12は過去に転用手続きをしており、雑種地として利用してきた農地だが地目変更がされていなかった農地である。
- ・No.4～7は、3人の委員で現地調査を行ったが原野化が著しい農地であった。
- ・No.8～9には過去に転用手続きをしており約10年以上前から、宅地として利用してきた農地である。

報告第5号「農地転用工事の進捗状況・完了の報告について」

○主査 〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可及び転用者から工事の完了報告があったことの報告をしている。

以上で報告を終了

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 報告第1号のNo.1について、賃借権の相続ということであるが、これは小作権の相続ということでしょうか。古くにあった法定小作権とは別のものか。

○主査 同様と考えてもらってよい。賃借権の中には農地法第3条の手続きを踏まずに小作権が発生している場合が多くあり、それを法定小作権と呼んでいると思われるが、それと農地法第3条の賃借権についてはどちらも農地台帳上に記録されているので、その権利も代が変わるごとに農地法第3条の3の相続の手続きを踏んでもらっている。

○主幹 「農業委員会だよりの入賞について」を報告

生駒市農業委員会では、女性委員の皆さんが審議や農地利用最適化推進活動を行う他に、情報提供、農業者年金・農業新聞の勧誘活動等を担当している。この活動の一環で農業委員会だより、つまり農業通信を年1～3回程度発行してきており、これまで、遊休農地に関する利用状況調査の実施や座談会の報告など委員会主体イベント、注目事項などを記事として掲載してきた。

この農業通信に関して、昨年度も全国農業会議所より全国農業新聞賞を受賞したが、今年度についても引き続き同賞を受賞したので報告する。

全国コンクールへの応募については、まず47都道府県支局で代表1誌が選考される。奈良県下39の市町村があるが、この中で生駒市農業委員会が選ばれ、この後、全国都道府県の中で選ばれたものである。

農業委員会としての活動にちなんだ記事など希望があれば、各地区の女性委員の方に連絡をお願いしたい。

○主査 〔「利用状況調査地図について」、「新規就農者の農地について」〕を説明

●「利用状況調査地図について」

各担当区域の今年度版の利用状況調査の地図を配布する。昨年行った利用状況調査の判定結果を反映したのものになっている。

前回の委員会で配布したスケジュールについて、3地区については変更があったが、他は特に変更依頼を受けていないので、これで進めたいと考える。まだ着手までに期間があるので、何か都合が悪くなるようなことが生じれば、事務局に連絡いただきたい。

●「新規就農者の農地について」

先日、生駒市農業委員会事務局に、イチゴ農家をしたいということで新規就農者の方から問い合わせがあった。事務局でも既存の農地バンクやこれまで手続きのあった農地などで、条件にあった農地を探しているが現段階で候補地が見つからない。会長および事務局と事前にも面談を行ったところ、この方は現在修行中で、間もなく修了する予定であるが、終了次第、営農できる農地を探しているということである。

農林課が進めている、「人・農地プラン」にかかる農地、北地区の中、つまり1地区～4地区にあたる、高山町、南北田原町、鹿畑町、鹿ノ台、上町などで高齢化や所有者が市内にいない等担い手不在で悩んでいるような農地など紹介できそうな農地がないか、皆さんに情報提供をお願いしたい。規模は新規就農者なので2反以上でハウスが建てられそうなところ、取水、駐車スペースがあり、日当たり良好なところになる。

個別事情の案件になるので、候補地等についての情報は事務局に連絡いただきたい。

○主幹 「病虫害発生予察注意報の情報提供について」を説明

先月もお知らせした、トビイロウンカに関する注意報の第2報の情報提供があったのでお知らせする。

注意報の裏面に記載されている、トビイロウンカの主な防除薬剤について、7月5日に農協に問い合わせたところ、在庫はあるようだが、投げ込み用の薬剤の在庫が切れているとのことであった。なおこのチラシの内容は、市農林課のホームページにも掲載されているので、目を通していただきたい。

また2枚目の色刷りのチラシについては、今年度の経営所得安定対策に係る現地確認(通称：転作の現地確認)時に、農家区長等にお渡ししているとの事で、こちらも参考としてご一読いただきたい。

○補佐 親子ふれあい農業体験学習「野菜づくり」について説明

・開催日時：令和3年8月9日(月)

※新型コロナウイルス感染対策として2部制で行う。

1部…(受付)午前8時30分～午前9時

(開始)午前9時～

2部…(受付)午前9時30分～午前10時

(開始)午前10時～

・集合場所：小明町、中本会長宅前

・内 容：参加者に1畝(5メートル)を割り当てネギ、大根、ジャガイモの植え付けをし、収穫体験まで参加者に管理をしてもらう。

※圃場整備について

- ・ 7月17日（土）予備日18日（日） 午前9時～ …草刈り、耕運作業
- ・ 7月31日（土）予備日8月1日（日） 午前9時～ …草刈り、畝立て作業
- ・ 8月6日（月） 午前9時～ …畝切り、最終確認
- ・ 11月6日の収穫体験までの期間 …草刈り等適宜実施

※その他

- ・ 参加者に事前に野菜作りの簡単な概要説明を配布
- ・ 収穫体験の詳細はまだ決定していないので、準備ができ次第お知らせする。

《検討内容・確認事項等》

- ・ 9月末～10月初旬は隣接する農地で稲刈りが行われ、機械が入るので注意してもらいたいということを追加してほしい。
 - 承諾
- ・ 収穫体験までの期間中の土・日を確認すると、おおよそ22日～23日ある。この日数を3人のボランティアで対応となると、難しいと思われるので、関係者と協議・調整してもらいたい。
 - 各自の予定を確認し、8月6日に話し合いと調整を行う。
- ・ 植え付け体験と収穫体験の両日は、光明中学校のグラウンドを駐車場としてよいということであるが、それでよいか。
 - それでよい。
- ・ 植え付け体験で配る名札はどのようなものか。
 - 現段階では参加者全員に畝番号と参加者の名前を書いた名札を配布しようと考えている。
- ・ 畝番号は必須であるが個人名はプライバシーの問題もあり必要無いと考える。また、当日は多数の方が来て持参した荷物を間違ってしまうことが考えられる。畝番号だけの名札をもう一つ作成し、荷物用としてはどうか。
 - 方法等について検討する。
- ・ 上手く育てば相当量の収穫となる。当日、全て持って帰るのは難しいと思われる。
 - 生育状況を見て、全て収穫するのが難しいと思われた時は、当日は持って帰る分だけを収穫し、残りは期間を決めて後日収穫し持って帰ってもらう等、皆さんと協議し方法を考えたいと思う。
- ・ 収穫体験の時に収穫した野菜で品評会をし、出来の良かった人に図書券でも渡しはどうか。
 - 予算や状況を見ながら検討したいと思う。
- ・ この野菜作りでは農薬は使用しないということになっているが、これからの時期害虫がたくさん発生する。箸等で取るだけでは駆除できないと思う。よって農薬に代わる防除の方法、例えば酢を薄めて散布するといった情報も提供した方が良

いと思われる。

→天然素材で害虫を防除できる物の使用は認め、どのような物が使用できるかを配布資料に追記しておく。

○議長 2点、補足させていただく。

1点目は、新規就農の農地斡旋についてであるが、この方は、1人で営農するなら30アール、2人なら60アール程度を希望しておられる。イチゴ狩りというのも含めて考えておられるので、とびとびの農地ではなく、まとめて30アール、60アールの農地を希望しているため、条件を考えると北地区が適していると思われる。説明にもあったように北地区は「人・農地プラン」も進めていることもあり話がまとまれば両者にとってプラスとなるので、ぜひ協力をお願いしたい。

2点目は山林等を開墾して農地になった場合、見守っていかねばいけないという話があったが、農業委員会は許認可権のある部署なので、最農業委員、推進委員は現地に立ち入ることができる権限がある。その際はお渡ししている身分証を携行していただきたい。今一度、事務局に、今の説明でよいか確認したい。

○局長 農業委員会等に関する法律第35条、農地法第14条に調査等の記載がある。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐 次回の日程について

定例会 8月 6日(金) 午後2時 401、402会議室

現地調査 8月 3日(火)

前日8月2日(月)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時25分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和3年生駒市農業委員会第7回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 1番 辻 英雄

議席番号 2番 山本 利昭

議席番号 3番 中井 啓二
